

大阪市感染症診査協議会感染症部会 議事要旨

- 1 日時 令和5年4月6日（木）午後1時30分～
- 2 場所 保健所 第1会議室
- 3 出席者 別紙参照
- 4 議 題

1) 感染症診査協議会審査方法について

<事務局より提案>

(1) 三類感染症の就業制限について（感染症法 18 条）

概ね一か月単位を基本として、各委員に勧告書等関係書類を送付し、内容を確認いただくことで協議会への速やかな報告とする。

(2) 一、二類感染症の入院勧告と入院延長について（感染症法 19 条、20 条）

入院勧告については、電話、FAX等を用いて各委員に報告する。入院延長については、FAX等により各委員に診査を提案し、意見を集約して報告することとする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の就業制限について（感染症法 18 条）

今年度の就業制限実施に係る報告については、次回協議会開催時に報告することとする。なお、今回の報告をもって令和4年度の法第18条第6項報告とする。

(4) 新型コロナウイルス感染症の入院勧告及び入院延長について（感染症法 19 条、20 条）

令和2年4月22日付け健感発0422第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知により、入院勧告については、協議会の委員長の了承を得た上でその後開催する協議会において改めて診査を行い、入院延長については、改めて協議会を開催しないこととする。なお、今回の報告をもって令和4

年度の法 19 条第 7 項報告及び 20 条第 5 項の診査とする。

以上（１）～（４）の項目について、各委員の承認を得た。